

教区会議員選挙条例

(一九八六年六月十三日)
条例公示第八号)

改正

- ①一九九一・六・二九条例公示四
- ②二〇〇〇・六・二七条例公示五
- ③二〇〇一・六・二九条例公示六
- ④二〇〇九・六・二九条例公示六

(目的)

第一条 この条例は、教区会の選出議員の選挙について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙資格)

第二条 住職・教会主管者及びその代務者は、選挙資格を有する。ただし、住職代務者又は教会主管者代務者を置いている寺院又は教会の住職又は教会主管者は、選挙資格を有しない。

(被選挙資格)

第三条 選挙資格を有する住職及び教会主管者は、被選挙資格を有する。

(選挙資格を有しない者)

第四条 次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

(第七編) 教区会議員選挙条例

一 謹慎以上の懲戒処分を受けその施行を終わるまで又は施行を受けることがなくなるまでの者

二 本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受けその施行を終わった後四年を経過しない者又はその施行を受けることがなくなつた後二年を経過しない者

三 成年被後見人又は被保佐人でその取消しを得ない者

四 禁こ以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(被選挙資格を有しない者)

第五条 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

一 宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役職にあつた者で、第二十四条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

二 宗議会議員、組長及び査察委員であつた者で、第二十四条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

三 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員並びに中央選挙管理委員会の委員及びその補充員であつた者で、第二十四条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までに

その職を退いていない者

(選挙に関する区域)

第六条 選挙の投票は、僧籍のある寺院又は教会が所在する選挙区においてこれを行う。ただし、僧籍のない寺院又は教会に在職する住職・代務者、教会主管者・代務者は、在職する選挙区においても投票を行うことができる。

2 同選挙区において数個の寺院・教会の住職又は教会主管者又はそれらの代務者を兼ねている者は、その本務である寺院又は教会が所在する投票区において投票しなければならない。
3 宗務役員その他役職により住職・教会主管者又はその代務者を命ぜられた者は、前二項の規定にかかわらず、その寺院・教会においては、選挙資格を有しない。

(選挙区)

第七条 選挙は、教区を一選挙区とし、選挙区ごとに行う。

(選挙区の選挙管理会)

第八条 選挙に関する事務の決定及びその執行は、宗議会議員選挙条例(一九九一年条例公示第四号。以下「宗選条例」という。)で定める選挙区の選挙管理会が行う。

(選挙人名簿の作成)

第九条 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日から数えて前二十

九日を基準日として組ごとに選挙人名簿(以下「名簿」という。)を作成しなければならない。名簿に記載された者を選挙人という。

2 名簿には、選挙人の氏名及び生年月日、住職・教会主管者又はその代務者の別、所属する寺院・教会の名称及び所在地を記載する。

(名簿の縦覧)

第十条 選挙区の選挙管理会は、前条により作成した名簿の謄本を各組の組長に送付して、選挙の期日から数えて前二十四日から四日間、予め通知した場所において、これを縦覧させなければならない。

2 組長は、選挙区の選挙管理会の同意を得て名簿の謄本の写本を作り、縦覧期間内に組内の寺院・教会に配布して、縦覧に代えることができる。

(選挙管理会への異議の申立)

第十一条 選挙人が名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、文書をもって当該組長を経由して選挙区の選挙管理会に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、名簿の縦覧期間内に行わなければならない。

(申立に対する決定)

第十二条 選挙区の選挙管理会は、前条の申立に対し、その申

立が正当であるかないかを選挙の期日から数えて前十八日までに決定しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、申立を正当であると決定したときは、直ちに名簿を訂正しなければならない。申立を正当でないとして決定したときは、当該組長を経由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項により名簿に異動を生じたときはこれを告示し、当該組長を経由して、その旨を申立人及び本人にすみやかに通知するとともに、名簿の謄本の訂正を求めなければならない。

(審問院への異議の申立)

第十三条 前条の規定による決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受け取った日から数えて五日以内に選挙区の選挙管理会を相手として、審問院に異議の申立をすることができ

る。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をすることができな

い。

(名簿の削除)

第十四条 選挙区の選挙管理会は、名簿作成の基準日の翌日以後に選挙人が死亡したことを確認したときは、名簿からこれを削除しなければならない。この場合においては、宗選挙例第二十五条第一項ただし書の規定を準用する。

2 選挙区の選挙管理会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該組長に対して名簿の謄本から削除させなければならない。

(名簿の補正)

第十五条 選挙区の選挙管理会は、名簿作成の基準日の翌日以後に、次の各号に掲げる変更があったときは、名簿を補正しなければならない。

- 一 選挙人が氏名を変更したとき
 - 二 寺院・教会が名称を変更したとき
 - 三 寺院・教会の所在地名に変更があったとき
 - 四 寺院・教会が同組内において所在地を変更したとき
- 2 選挙区の選挙管理会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該組長に対して名簿の謄本の補正をさせなければならない。

(名簿の訂正)

第十六条 選挙区の選挙管理会は、審問院の裁決により名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、その旨を申立人及び本人に通知するとともに、当該組長に対して名簿の謄本の訂正を求め、これを告示しなければならない。

(名簿の閲覧)

第十七条 選挙区の選挙管理会は、第十条に定める名簿縦覧期間が終了後でも、名簿の閲覧を求める者があるときは、教務所において名簿の閲覧をさせなければならない。

(名簿の再作成)

第十八条 選挙区の選挙管理会は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に名簿及び名簿の謄本を作成しなければならない。

(総選挙)

第十九条 総選挙は、議員の任期満了の翌日これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から五日以内に行うことができる。

(再選挙)

第二十条 次に掲げる各号の一に該当する場合は、更に選挙を行う。ただし、次条の規定により当選人を定めることができ

るときは、この限りでない。

一 議員候補者の数がその選挙区の議員の定数に満たないとき。

二 当選人のないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないとき。

三 当選人が被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき。

四 選挙の効力に関する異議の裁決又は判定の結果選挙無効となったとき。

五 当選の効力に関する異議の判定の結果当選無効となったとき。

2 第三十五条の規定による異議申立の期間中は、前項の規定による選挙を行うことができない。その申立の繫属中もまた同様である。ただし、当選人の死亡による再選挙は、この限りでない。

3 第一項の規定によつて選挙を行う場合、その事由が、第一項第一号、第二号前段及び第四号の一に該当するときは、その選挙で選出する議員の定数について、第二号後段、第三号及び第五号の一に該当するときは、そのために欠けた数について、それぞれ行うものとする。

(欠員の補充)

第二十一条 議員に欠員が生じた場合、その選挙において、宗選条例第百四条第二項の規定に該当する得票者であつて当選人とならなかつた者（以下「補充員」という。）があるときは、選挙管理会は、補充員のうちから得票の順位によつて、これを補充する。

（補充選挙）

第二十二条 前条の規定によつて、議員の欠員を補充することができないときは、補充選挙を行う。ただし、議員の欠員の数がその定数の三分の一を超えないとき又は議員の任期満了前の教区制（一九九一年条例公示第八号）第十二条第一項による教区会が終つた後は、補充選挙を行わない。

2 第二十条の規定は、補充選挙にもこれを準用する。

（選挙の期日の発令及び告示）

第二十三条 選挙の期日は、教務所長が定め、少なくとも選挙の期日から数えて前二十八日までに発令し、発令の日から数えて二日以内に選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議の申立期間及び立候補の届出期間を告示させなければならない。

（議員候補者）

第二十四条 被選挙資格を有する者で議員候補者（以下「候補

者」という。）にならうとする者は、選挙の期日から数えて前十五日から三日以内に、その旨を選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

2 前項による立候補の届出期間の立候補受付時間は、それぞれの日の午前九時から午後四時までとする。

3 立候補の届出の締切の日時に至つて、候補者がその選挙区の議員の定数に満たないとき又は満たなくなつたときは、定数に達するまで立候補の届出をすることが出来る。ただし、その届出は選挙の期日の前日までに限る。

4 候補者の辞退及び告示等については、宗選条例第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。

（選挙運動に関する準用規定）

第二十五条 選挙運動については、宗選条例第四十一条から第四十六条まで並びに第四十八条及び第五十一条の規定を準用する。この場合、同条例第四十八条第四号中「演説を妨害し又は選挙の自由」とあるは、「選挙の自由」と読み替へるものとする。

（役職にある者の運動禁止）

第二十六条 次の各号に掲げる者は、選挙運動をすることができない。

一 宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役職にある者

二 宗議会議員、組長、副組長（候補者である者を除く。）及び査察委員

三 選挙管理委員及びその補充員並びに中央選挙管理委員会の委員及びその補充員

2 前項に掲げる者は、その地位を利用して、他の者に対し、選挙運動をさせてはならない。

（候補者に関する通知）

第二十七条 選挙区の選挙管理会は、候補者の氏名及び所属の寺院・教会の名称並びにその所在地を、選挙の期日から数えて前八日までに、選挙人に通知しなければならない。

（投票に関する準用規定）

第二十八条 投票については、宗選挙例第五条及び第六条、第九十二条から第八十八条まで並びに第八十九条第一項及び第九十条の規定を準用する。ただし、候補者である副組長は、投票管理者になることができない。この場合においては、宗選挙例第五十九条の「名簿の謄本の写し」を「名簿の謄本」と読み替えるものとする。

（開票に関する準用規定）

第二十九条 開票については、宗選挙例第九十一条から第三百条までの規定を準用する。

（当選人の決定に関する準用規定）

第三十条 当選人の決定等については、宗選挙例百四条から第六十六条までの規定を準用する。この場合においては、同条例百四条第一項及び第二項の「当選人」並びに同条第三項の「当選人及び次点者」を、それぞれ「当選人及び補充員」と読み替えるものとする。

（当選人の告示）

第三十一条 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、直ちにその氏名を告示しなければならない。

2 第二十一条及び第二十二条の規定による当選人についても、前項同様とする。

（選挙録）

第三十二条 選挙区の選挙管理会は、選挙録正副二通を作成し、会長及び選挙区の選挙管理委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印するものとする。

（当選証書の交付）

第三十三条 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、当選人に当選証書を交付する。

2 第二十一条及び第二十二条の規定による当選人についても、前項同様とする。

(文書の保存等に関する準用規定)

第三十四条 宗選条例第百十条から第百十二条の二までの規定は、この条例にも準用する。ただし、同条例第百十一条第四項に定める宗務総長の承認を除く。

(異議申立等に関する準用規定)

第三十五条 異議の申立及びその裁決等については、宗選条例第百十三条から第百十六条まで及び第百十八条の規定を準用する。

(選挙に関する非違及び懲戒)

第三十六条 教区会議員の選挙に関する非違行為の懲戒については、宗選条例第百十九条から第百二十一条まで及び第百二十三条から第百三十一条までの規定を準用する。

2 宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役割にある者が選挙運動をしたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

3 宗議会議員、組長、副組長（候補者である者を除く。）査察委員、選挙管理委員及びその補充員並びに中央選挙管理委員会の委員及びその補充員である者が選挙運動をしたときも、

また同様とする。

注 右の第三十六条第一項は次のように改正され、二〇一七年七月一日から施行

第三十六条 教区会議員の選挙に関する非違行為の懲戒については、宗選条例第百十九条、第百二十条、第百二十一条及び第百二十三条から第百三十一条までの規定を準用する。

(達令への委任)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、達令で定める。

附則

1 この条例は、一九八六年十月一日から施行する。

2 教区会議員選挙条例（一九四七年条例第十一号）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に在職する教区会の選出議員の任期は、一九八七年四月二十三日をもって満了する。

附則（一九九一年六月二九日条例公示第四号）抄

この条例は、一九九一年七月一日から施行する。

附 則 (二〇〇〇年六月二七日条例公示第五号)

この条例は、公示の日から施行する。ただし、第五条第三号、第二十二条第一項第三号、第二十四条及び第三十一条第三項の改正については、二〇〇一年七月一日から適用する。

附 則 (二〇〇一年六月二九日条例公示第六号)

この条例は、二〇〇一年七月一日から施行する。

附 則 (二〇〇九年六月二九日条例公示第六号)

この条例は、二〇〇九年七月一日から施行する。